

山梨県公報

号外第四十二号

平成十六年

九月二十八日

火曜日

目次

選挙管理委員会

政治団体の名称等の届出	一
参議院山梨県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	四
不在者投票を行うことができる施設の指定	七
不在者投票を行うことができる施設に関する告示の一部改正(三件)	七
山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程	一〇

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第一項の規定による届出が次のとおりあった。

平成十六年九月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
治友会	坂本辰夫	下條時男	北巨摩郡高根町箕輪二六一六	平成十六年五月六日	平成十六年五月六日
浅川英仁後援会	小口真	清水邦彦	北巨摩郡高根町清里三五四五 四一〇	平成十六年七月五日	平成十六年七月十三日
清風会	若杉成剛	深澤孝行	東八代郡石和町市部一〇八八	平成十六年八月五日	平成十六年八月十一日
南アルプス政友会	河西六市	内藤守雄	南アルプス市曲輪田二八六九	平成十六年八月十一日	平成十六年八月十六日

区分	名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	洲山会	清水 二			平成十六年 一月十日	平成十六年 五月十一日
旧	富友会	藤巻 宣天			平成十六年 六月二十四日	平成十六年 六月二十四日
新	沢友会				平成十五年	平成十六年
新	清水清後援会	畑野 長治	清水 竜子			
「祝の会」		矢崎 静夫	清水 荘治	南アルプス市六科一五五八	平成十六年 九月十七日	平成十六年 九月十七日
高遠いさお後援会		高遠 勲	高遠 茂子	南アルプス市藤田一七五	平成十六年 九月十六日	平成十六年 九月十六日
中川ひでや後援会		中川 秀哉	中川 好子	東八代郡石和町市部四一九	平成十六年 九月一日	平成十六年 九月二日
内藤武寛後援会		丹沢 幹男	田中 武紀	東八代郡八代町増利一九一九	平成十六年 九月一日	平成十六年 九月一日
広和会		名取 彰	飯野 文夫	南アルプス市飯野四一三七	平成十六年 九月一日	平成十六年 九月一日
野田修作後援会修和会		高石 鷹雄	浅野 勝	南アルプス市湯澤一三八一	平成十六年 八月三十一日	平成十六年 九月一日
よねお後援会		森本 今朝盛	深沢 和長	南アルプス市六科一〇七五四	平成十六年 八月一日	平成十六年 八月二十七日
斉藤ひでお後援会「力」		清水 嘉明	齋藤 泰昭	南アルプス市上高砂一〇九一	平成十六年 八月二十三日	平成十六年 八月二十六日
徳友会後援会		河西 応機	桜本 敏秀	南アルプス市有野二五五五	平成十六年 八月二十一日	平成十六年 八月二十四日
川村浩一と歩む会「浩志会」		河西 久夫	川村 正人	南アルプス市有野六四〇	平成十六年 八月二十一日	平成十六年 八月二十三日
「松沢隆一」後援会		田中 寿男	丸山 真一	東山梨郡春日居町桑戸五三三	平成十六年 八月十五日	平成十六年 八月十九日
山本富貴を支援する山富会後援会		前原 照男	山本 武志	東山梨郡春日居町鎮目七五一	平成十六年 八月十七日	平成十六年 八月十八日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名	称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
旧	民主党山梨県第3区総支部	中込菊雄	若尾佑夫	中巨摩郡竜王町西八幡三七〇一	平成十六年九月一日	平成十六年九月二日
新	白根政治研究会若敏会	中込菊雄	若尾佑夫	中巨摩郡昭和町飯喰四二八一	平成十六年九月一日	平成十六年九月一日
旧	若尾としおと歩む会	齋藤 磨喜美	中込博行	甲府市伊勢一 二一五	平成十六年九月七日	平成十六年九月八日
新	うぐいすの会			甲府市丸の内三 一〇一八	平成十六年八月三十一日	平成十六年八月三十一日
旧	日本看護連盟山梨県支部		丹沢 栄		平成十六年八月三十一日	平成十六年八月三十一日
新	ドウリーム東八21		長井 紀子		平成十六年八月二十七日	平成十六年八月二十七日
旧	清水勝則を育てる清友会	齊藤 良平	滝沢 正博		平成十六年六月一日	平成十六年八月二十五日
新	幸友会	志村 修	齊藤 秀一		平成十六年三月一日	平成十六年八月二十五日
旧	名取常雄を支援する会	上村 一朋	雨宮 静		平成十六年八月十五日	平成十六年八月十八日
新	名友会	上村 英司	上村 玲子		平成十六年一月二十日	平成十六年八月十七日
旧	中込助雄を支援する雄山会	猪股 正則	腰巻 清		平成十六年八月十二日	平成十六年八月十六日
新	村松文男後援会	腰巻 清	戸井 弘幸		平成十六年八月六日	平成十六年八月九日
旧	深澤永雄後援会	村松 寛治	村松 寛治		平成十六年八月六日	平成十六年八月六日
新		加賀 美智雄	立川 秀雄		平成十六年八月六日	平成十六年八月六日
旧		塩沢 進	矢崎 雅司		平成十六年八月六日	平成十六年八月六日
新		望月 貞雄	清水 栄久		平成十六年九月十日	平成十六年八月六日

しまつずこを励ます会	小林 武	守屋 豊	葦崎市六山町五〇七八	平成十六年 六月十五日	平成十六年 六月十五日
すぎな会	宮沢 護	中沢 良一	北巨摩郡白州町白須五八二五	平成十六年 八月二十六日	平成十六年 八月二十六日
あけののあすを考える会	窪田 幸文	篠原 出	北巨摩郡明野村浅尾新田三七一三	平成十六年 八月二十六日	平成十六年 八月二十六日
ドウリーム東八21	宮川 正夫	滝沢 正博	東八代郡境川村石橋八〇〇	平成十六年 八月二十八日	平成十六年 八月三十日
小林一知後援会	金田 文男	市川 洋一	大月市富浜町鳥沢九四四 三	平成十六年 八月三十一日	平成十六年 九月一日
篠原ますが後援会	宮澤 清彦	篠原 出	北巨摩郡明野村小笠原二七三	平成十六年 九月十六日	平成十六年 九月十六日
ののお知恵子山梨県後援会	牧嶋 ミユキ	中山 竹子	甲府市東光寺二二五一 一	平成十六年 九月十日	平成十六年 九月二十四日

政治資金規正法第十九条第二項の届出 資金管理団体指定届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定年月日	届出年月日
中川 秀哉	笛吹市議会議員	中川ひでや後援会	東八代郡石和町市部四一九	中川 秀哉	平成十六年 九月一日	平成十六年 九月二日

山梨県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十六年七月十一日執行の参議院山梨県選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条の規定による候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告の要旨を次のとおり公表する。

平成十六年九月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成16年7月1日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,893,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	興石 東	所属党派	民主党	平成16年 3月 3日から	第1回分 期間 平成16年 7月22日まで
出納責任者氏名	町田和徳				

収入	支出
主たる寄附	人件費
氏名(団体名)	家屋費
興石東とともに明日を拓く会	選挙事務所費
民主党山梨県総支部連合会	集合会場費
民主党	通信費
興石東の会	交通費
日本司法書士政治連盟山梨会	印刷費
正和会	広告費
寄附額(円)	文具費
10,000,000	食糧費
1,000,000	宿泊費
5,000,000	雑費
5,000,000	
80,000	
300,000	
	合計
	14,541,611
その他の寄附	0
その他の収入	0
今回計	21,380,000
前回計	0
総計	21,380,000

報告受理年月日	平成16年 7月26日	第1回 報告分
---------	-------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成16年7月1日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,893,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	花田 仁	所属党派	日本共産党	平成16年 6月 1日から	第1回分 期間 平成16年 7月22日まで
出納責任者氏名	天野秋弘				

収入	支出
主たる寄附	人件費
氏名(団体名)	家屋費
日本共産党山梨県委員会	選挙事務所費
政党	集合会場費
寄附額(円)	通信費
1,562,113	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
	雑費
	合計
	1,562,113
その他の寄附	0
その他の収入	0
今回計	1,562,113
前回計	0
総計	1,562,113

報告受理年月日	平成16年 7月23日	第1回 報告分
---------	-------------	---------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成16年7月1日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,893,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	花田 仁	所属党派	日本共産党	期間	平成16年 7月 5日から
出納責任者氏名	天野秋弘			期間	平成16年 9月15日まで
				第2回分	

収入	支出
主たる寄附	人件費
氏名(団体名)	職業
日本共産党山梨県委員会	政党
寄附額(円)	721,875
選挙事務所費	0
集合会場費	0
通信費	0
交通費	0
印刷費	701,400
広告費	20,475
文具費	0
食糧費	0
宿泊費	0
雑費	0
その他の寄附	0
その他の収入	0
今回計	721,875
前回計	1,562,113
総計	2,283,988
報告受理年月日	平成16年 9月16日
第2回 報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成16年7月1日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,893,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大柴聖志	所属党派	無所属	期間	平成16年 5月31日から
出納責任者氏名	平賀達一			期間	平成16年 7月13日まで
				第1回分	

収入	支出
主たる寄附	人件費
氏名(団体名)	職業
自由民主党	政党
前島厚	政治家
落合哲哉	会社役員
小林文	会社役員
中込美知子	会社役員
上野勝也	会社役員
深澤紀昭	会社役員
岡有泉康二	会社役員
備仲臣道	会社役員
郡司洋子	会社役員
秋山進	会社役員
大原信治	会社役員
寄附額(円)	5,000,000
選挙事務所費	85,000
集合会場費	83,317
通信費	70,530
交通費	10,990
印刷費	2,713,668
広告費	1,106,711
文具費	53,561
食糧費	189,335
宿泊費	0
雑費	223,746
その他の寄附	0
その他の収入	3,000,000
今回計	6,681,858
前回計	0
総計	10,145,000
報告受理年月日	平成16年 7月23日
第1回 報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成16年7月1日執行 参議院山梨県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 32,893,900円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名 出納責任者氏名	大柴堅志 平賀桂一	所属党派 無所属	無所属	期 平成16年7月28日から 平成16年7月28日まで	第2回分
------------------	--------------	-------------	-----	-----------------------------------	------

収入	支出
主たる寄附	人件費
氏名(団体名)	家屋費
職 業	選挙事務所費
寄附額(円)	集合会場費
	通信費
	交通費
	印刷費
	広告費
	文具費
	食糧費
	宿泊費
	雑 費
その他の寄附	
0	
その他の収入	
0	
今回計	今回計
0	15,398
前回計	前回計
10,145,000	6,681,858
総 計	総 計
10,145,000	6,697,256

報告受理年月日	平成16年8月3日	第2回 報告分
---------	-----------	---------

山梨県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第四項第一号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定する。

平成十六年九月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

身体障害者更生援護施設の名称	所在地
社会福祉法人 山の都福祉会 身体障害者療護施設 スカイコート勝沼	東山梨郡勝沼町山一四〇五番地一

山梨県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第四項第一号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号、昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第二十七号、昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第七十八号、昭和六十二年山梨県選挙管理委員会告示第十九号、昭和六十二年山梨県選挙管理委員会告示第十四号、平成三年山梨県選挙管理委員会告示第四十八号、平成三年山梨県選挙管理委員会告示第十六号、平成四年山梨県選挙管理委員会告示第八号、平成四年山梨県選挙管理委員会告示第十六号、平成四年山梨県選挙管理委員会告示第四十九号、平成六年山梨県選挙管理委員会告示第十八号、平成七年山梨県選挙管理委員会告示第十六号、平成七年山梨県選挙管理委員会告示第十九号、平成七年山梨県選挙管理委員会告示第四十三号、平成八年山梨県選挙管理委員会告示第二号、平成八年山梨県選挙管理委員会告示第五十二号、平成八年山梨県選挙管理委員会告示第五十七号、平成九年山梨県選挙管理委員会告示第四号、平成九年山梨県選挙管理委員会告示第八号、平成九年山梨県選挙管理委員会告示第十三号、平成十年山梨県選挙管理委員会告示第四号、平成十年山梨県選挙管理委員会告示第十一号、平成十年山梨県選挙管理委員会告示第四十八号、平成十一年山梨県選挙管理委員会告示第十七号、平成十二年山梨県選挙管理委員会告示第四号、平成十二年山梨県選挙管理委員会告示第六号、平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第十号及び平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第五十七号)の一部を次のとおり改正す。

平成十六年九月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 石 澤 道 夫

(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正)

表中「中富町飯富一、六二八」を、「身延町飯富一六二八」に改める。
(昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第三十七号の一部改正)

表中「西八代郡下部町下部一〇六三番地」を、「南巨摩郡身延町下部一〇六三番地」に改める。

(昭和五十八年山梨県選挙管理委員会告示第七十八号の一部改正)

表中「中巨摩郡竜王町竜王新町二一五〇番地」を、「甲斐市竜王新町二一五〇番地」に、「中巨摩郡竜王町万才一八七番地」を、「甲斐市万才一八七番地」に改める。

(昭和六十二年山梨県選挙管理委員会告示第十九号の一部改正)

表中「中巨摩郡竜王町富竹新田一九六七番地の一」を、「甲斐市富竹新田一九六七番地の一」に改める。

(昭和六十三年山梨県選挙管理委員会告示第十四号の一部改正)

表中「中巨摩郡竜王町竜王新町一四四〇番」を、「甲斐市竜王新町一四四〇番」に改める。

(平成三年山梨県選挙管理委員会告示第四十八号の一部改正)

表中「都留市立老人保健施設「つる」」を、「都留市立介護老人保健施設「つる」」に改める。

(平成三年山梨県選挙管理委員会告示第十六号の一部改正)

表中「医療法人あとべ会老人保健施設峡北シルバークアホーム」を、「医療法人あとべ会介護老人保健施設峡北シルバークアホーム」に改める。

(平成四年山梨県選挙管理委員会告示第八号の一部改正)

表中「医療法人聖樹会老人保健施設山梨ライフケア・ホーム」を、「医療法人聖樹会介護老人保健施設山梨ライフケア・ホーム」に、「中巨摩郡竜王町竜王新町二二二八番地」を、「甲斐市竜王新町二二二八番地」に改める。

(平成四年山梨県選挙管理委員会告示第十六号の一部改正)

表中「財団法人山梨整肢更生会老人保健施設ふじ苑」を、「財団法人山梨整肢更生会介護老人保健施設ふじ苑」に改める。

(平成四年山梨県選挙管理委員会告示第四十九号の一部改正)

表中「中巨摩郡敷島町大久保一三五七番地」を、「甲斐市大久保一三五七番地」に改める。

(平成六年山梨県選挙管理委員会告示第十八号の一部改正)

表中「社会福祉法人清翔会老人保健施設甲府かわせみ苑」を、「社会福祉法人清翔会介護老人保健施設甲府かわせみ苑」に、「医療法人立史会老人保健施設ノイエス」を、「医療法人立史会介護老人保健施設ノイエス」に改める。

(平成七年山梨県選挙管理委員会告示第十六号の一部改正)

表中「医療法人芙蓉会老人保健施設いちのみやケアセンター」を、「医療法人芙蓉会介護老人保健施設いちのみやケアセンター」に改める。

(平成七年山梨県選挙管理委員会告示第十九号の一部改正)

表中「医療法人桃潤会老人保健施設ナーシングプラザ三珠」を、「医療法人桃潤会介護老人保健施設ナーシングプラザ三珠」に改める。

(平成七年山梨県選挙管理委員会告示第四十三号の一部改正)

表中「中富町早川町組合立老人保健施設峡南ケア・ホームいとみ」を、「身延町早川町組合立介護老人保健施設峡南ケア・ホームいとみ」に、「南巨摩郡中富町飯富一六五五番地」を、「南巨摩郡身延町飯富一六五五番地」に改める。

(平成八年山梨県選挙管理委員会告示第二号の一部改正)

表中「須玉町外一ヶ村病院組合老人保健施設しおかわ福寿の里」を、「須玉町外一ヶ村病院組合介護老人保健施設しおかわ福寿の里」に改める。

(平成八年山梨県選挙管理委員会告示第五十二号の一部改正)

表中「中巨摩郡竜王町竜王六四四番地五」を、「甲斐市竜王六四四番地五」に改める。

(平成八年山梨県選挙管理委員会告示第五十七号の一部改正)

表中「老人保健施設ケアセンターいちかわ」を、「介護老人保健施設ケアセンターいちかわ」に改める。

(平成九年山梨県選挙管理委員会告示第四号の一部改正)

表中「社会福祉法人幸樹会老人保健施設白樺荘」を、「社会福祉法人幸樹会介護老人保健施設白樺荘」に改める。

(平成九年山梨県選挙管理委員会告示第八号の一部改正)

表中「医療法人恵信会老人保健施設恵信ケアセンター」を、「医療法人恵信会介護老人保健施設恵信ケアセンター」に改める。

(平成九年山梨県選挙管理委員会告示第十三号の一部改正)

表中「医療法人立星会老人保健施設甲府南ライフケアセンター」を、「医療法人立星会介護老人保健施設甲府南ライフケアセンター」に改める。

(平成十年山梨県選挙管理委員会告示第四号の一部改正)

表中「社会福祉法人あさひ会老人保健施設あさひホーム」を、「社会福祉法人あさひ会介護老人保健施設あさひホーム」に改める。

(平成十年山梨県選挙管理委員会告示第十一号の一部改正)

表中「医療法人武川会老人保健施設ひばり苑」を、「医療法人武川会介護老人保健施設ひばり苑」に改める。

(平成十年山梨県選挙管理委員会告示第四十八号の一部改正)

表中「医療法人共生会老人保健施設NAC湯村」を、「医療法人共生会介護老人保健施設

設NAC湯村」に改める。

(平成十一年山梨県選挙管理委員会告示第十七号の一部改正)

表中「医療法人社団富士厚生会老人保健施設ももくら」を「医療法人社団富士厚生会介護老人保健施設ももくら」に改める。

(平成十二年山梨県選挙管理委員会告示第四号の一部改正)

表中「社会福祉法人山梨櫻の会老人保健施設甲府相川ケアセンター」を「社会福祉法人山梨櫻の会介護老人保健施設甲府相川ケアセンター」に改める。

(平成十二年山梨県選挙管理委員会告示第六号の一部改正)

表中「北巨摩郡双葉町宇津谷一〇三番地」を「甲斐市宇津谷一〇三番地」に改める。

(平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第十号の一部改正)

表中「西八代郡下部町常葉七〇五八番地一」を「南巨摩郡身延町常葉七〇五八番地一」に改める。

(平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第五十七号の一部改正)

表中「北巨摩郡双葉町岩森千百十一番地」を「甲斐市岩森一一一番地」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第四十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号)の一部を次のとおり改正し、平成十六年十月一日から適用する。

平成十六年九月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正)

表中「独立行政法人国立病院機構西甲府病院」及び「山宮町三三六八」を削る。

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号、昭和四十六年山梨県選挙管理委員会告示第五十八号、昭和四十九年山梨県選挙管理委員会告示第三十五号、昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第八号、昭和五十一年山梨県選挙管理委員会告示第三十六号、昭和五十三年

山梨県選挙管理委員会告示第三号、昭和五十四年山梨県選挙管理委員会告示第十四号、昭和六十一年山梨県選挙管理委員会告示第五十二号、平成元年山梨県選挙管理委員会告示第四号、平成元年山梨県選挙管理委員会告示第三十三号、平成四年山梨県選挙管理委員会告示第十六号、平成七年山梨県選挙管理委員会告示第十六号、平成十二年山梨県選挙管理委員会告示第六号及び平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第四十三号の三)の一部を次のとおり改正し、平成十六年十月十二日から適用する。

平成十六年九月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会告示第七号の一部改正)

表中「東山梨郡春日居町小松八五五」を「笛吹市春日居町小松八五五」に、「東八代郡石和町八田三三〇五」を「笛吹市石和町八田三三〇五」に改める。

(昭和四十六年山梨県選挙管理委員会告示第五十八号の一部改正)

表中「東八代郡石和町広瀬六二三番地」を「笛吹市石和町広瀬六二三番地」に改める。

(昭和四十九年山梨県選挙管理委員会告示第三十五号の一部改正)

表中「東山梨郡春日居町小松八五五番一九二」を「笛吹市春日居町小松八五五番一九二」に改める。

(昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第八号の一部改正)

表中「東八代郡御坂町上黒駒二、九六四番地」を「笛吹市御坂町上黒駒二九六四番地」に改める。

(昭和五十二年山梨県選挙管理委員会告示第三十六号の一部改正)

表中「東八代郡石和町四日市場一、〇三一番地」を「笛吹市石和町四日市場一〇三一番地」に、「東八代郡八代町北七六〇番地」を「笛吹市八代町北七六〇番地」に改める。

(昭和五十三年山梨県選挙管理委員会告示第三号の一部改正)

表中「東山梨郡春日居町小松一、七七七番地」を「笛吹市春日居町小松一七七七番地」に改める。

(昭和五十四年山梨県選挙管理委員会告示第十四号の一部改正)

表中「東山梨郡春日居町国府四三六番地」を「笛吹市春日居町国府四三六番地」に改める。

(昭和六十一年山梨県選挙管理委員会告示第五十二号の一部改正)

表中「東山梨郡春日居町国府四三六番地」を「笛吹市春日居町国府四三六番地」に改める。

(平成元年山梨県選挙管理委員会告示第四号の一部改正)

表中「東八代郡石和町四日市場一〇三二番地」を「笛吹市石和町四日市場一〇三二番

地」に、「東八代郡石和町四日市場二〇三一番地の二五」を「笛吹市石和町四日市場二〇三一番地の二五」に改める。

(平成元年山梨県選挙管理委員会告示第三十三号の一部改正)

表中「東八代郡一宮町坪井一七四五番地」を「笛吹市一宮町坪井一七四五番地」に改める。

(平成四年山梨県選挙管理委員会告示第十六号の一部改正)

表中「東山梨郡春日居町小松八五五番地の六」を「笛吹市春日居町小松八五五番地の六」に改める。

(平成七年山梨県選挙管理委員会告示第十六号の一部改正)

表中「東八代郡一宮町竹原田一二五五番地の一」を「笛吹市一宮町竹原田一二五五番地の一」に改める。

(平成十二年山梨県選挙管理委員会告示第六号の一部改正)

表中「東八代郡一宮町南野呂四二二番地一」を「笛吹市一宮町南野呂四二二番地一」に改める。

(平成十四年山梨県選挙管理委員会告示第四十三号の三の一部改正)

表中「東八代郡石和町市部八〇九番の一」を「笛吹市石和町市部八〇九番の一」に改める。

山梨県選挙管理委員会規程第二号

山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年九月二十八日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山梨県選挙管理委員会規程（昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の甲府市の項中「及び甲府市」を「甲府市、南アルプス市及び甲斐市」に改め、同表塩山市の項中「及び山梨市」を「山梨市及び笛吹市」に改め、同表韮崎市の項中「及び韮崎市」を「韮崎市及び北杜市」に改める。

附 則

この規程は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 甲府市の項の改正規定 公布の日
- 二 塩山市の項の改正規定 平成十六年十月十二日

三 韮崎市の項の改正規定 平成十六年十一月一日